

《マップ全般》

	質 問	回 答
1	防災マップとはどのようなものですか？	防災マップは、河川がはん濫した場合や山沿いで発生するがけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に備えて、地域の住民の方々がいち早く安全な場所に避難できることを目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所などの情報を地図上に明示したものです。 さらに、土砂災害防止法に基づき県が指定した、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を種別ごとに色分けして表示しています。 これらのほか、普段から災害・防災について学べるよう、学習ページを充実させたハザードマップとなっています。
2	防災マップ作成の経緯を教えてください。	今回の防災マップは、平成27年の水防法改正に伴い、対象となる河川の管理者である国・県が作成した、最大規模の降雨(1,000年に一度程度の確率)を想定した新たな洪水浸水想定区域を示しています。以前に作成した「米沢市洪水ハザードマップ(平成18年度作成)」に比べて、浸水範囲が広く、浸水深が深くなっている可能性が高いので、再度確認してください。
3	災害マップの効果はどのようなものですか？	・前もって災害による被害を知ることができる。 ・普段から災害に対する危機意識を持つことができる。 ・何をすべきか、何が必要かが冷静に判断でき、いち早く避難することができる。 などの効果が考えられます。 国土交通省が実施した防災意識調査において、避難情報が出てから避難を行うまでの時間が、災害ハザードマップを見たことがある人は、見たことがない人に比べて1時間も早いという報告もあります。
4	防災マップの図面が小さいのでよく見えません。どうしたらいいでしょうか？	米沢市ホームページに掲載していますので、パソコン等の画面上で拡大して見るか、危機管理室、各コミュニティセンターに当該地区の拡大版図面(設置予定)がありますので、それらで確認してください。
5	全戸配布ということですが、配布後に他市町村から引っ越ししてきた人はもらえないのですか？	差し上げられます。ただし、一世帯一冊としておりますのでご協力をお願いします。保有部数には限りがありますので、家族分、知人・友人分等をご遠慮ください。
6	防災マップを自主防災組織や町内会のエリアで印刷してもらえないのですか？	印刷は可能ですので、環境生活課 危機管理室までご連絡ください。
7	町内会や企業で防災マップについて詳しく知りたいのですがどうすればよいですか？	危機管理室では、「出前講座」により防災に関する知識の普及啓発活動や訓練指導等を行っていますので、その時にでも説明するのは可能です。なお、内容により資料作成のため時間が必要となる場合があります。